


25

27

田中太七郎編纂

大阪米商之沿革

明治十九年五月刊行



緒言

明治十九年七月廿二日 商務印書館 276

大阪ハ我國貿易商賣ノ中心地ニシテ百貨輻輳シ諸商
 業ノ繁榮ヲ致セル所ナリ就中其賣買取引ノ最モ盛大
 活潑ナルモノハ米穀ナリトス是レ蓋シ米
 我國人民ノ一日モ欠クベカラザル要品ニシテ其需
 要ノ頻繁ナルニ由レリ殊ニ昔時諸藩ノ倉邸ヲ置キ其
 國ノ産米ハ概子之ヲ此地ニ輸シテ賣却シタル時代ニ
 在リト全國米穀ノ商權ハ舉テ大阪米商人ノ掌握スル
 所ニ歸シ全國各地ノ米價ハ殆ント大阪米商人ノ左右



スル所タリト云フモ敢テ過言ニアラザルカ如キノ觀
ヲ呈セシ程ナリシガ明治維新ノ變革ヨリ頓ニ該業ノ
衰頹ヲ來シ爾來種々ノ事情ノアルアツテ漸ク衰運ニ
傾向シ復タ舊時ノ隆盛ヲ見ル能ハザル者ノ如シ是レ
素ト時勢ノ然ラシムル所ナラント雖モ抑亦該業者ガ
世運ノ變遷ニ應シテ便宜ノ計畫ヲ施スコトナク只管舊
慣故習ニ拘泥シテ業務ノ改良ヲ企圖セザルニ起因ス
ルモノナキヲ得ンヤ予爰ニ憾アルモノ久矣依テ今舊
記故書ニ就キ又自ラ見聞スル所ニ據テ該業ノ沿革一

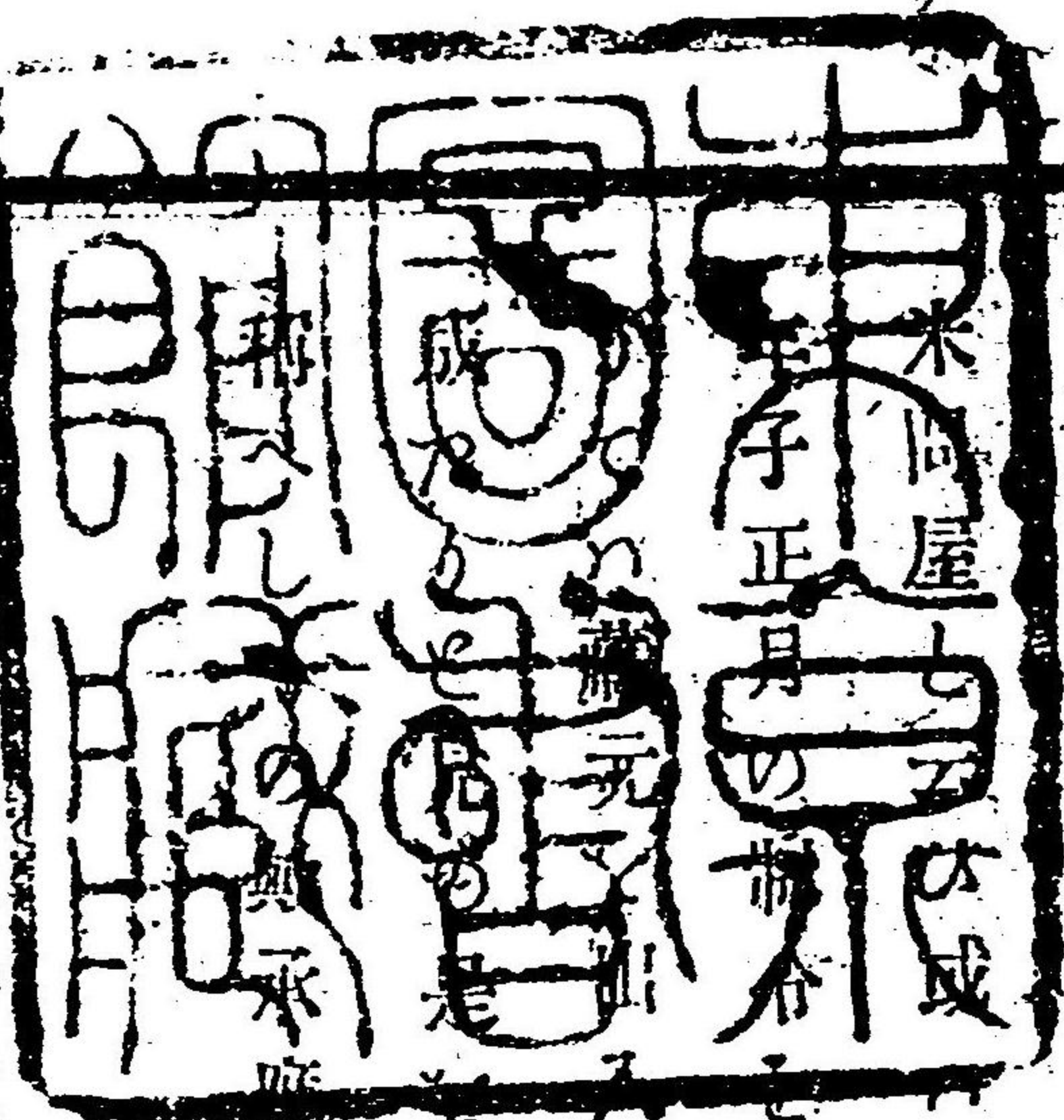
篇ヲ編纂シ以テ其改良進步ノ計畫ニ任スル者ノ参考
ニ資スト云爾

明治十九年五月

編者識

大阪米商の沿革

田中太七郎編纂



在昔大阪にて諸侯方の米穀を引請取扱ふ者を蔵元と唱へ米商の長を
米同屋と云ひ或は米仲買と稱るも久しき事也承應三年午三月萬治三
年正月の御令に見るに蔵元とは蔵役人の事にて其後寛文中にお至
の町人の托し蔵役人の今の留主居役と云ふものに
以て思ふに蔵屋敷なる名目おれに其役人と蔵元と
三年蔵屋敷への御觸に
覺

一 蔵元衆手前警への壹万石米を賣附手形を渡三步一程敷銀を取
其米と蔵元に預り置候儀のいつ迄有ても損の無之に付約束の
日限より外に被相延候と相聞左様の蔵元の米と買候者多候に

付てゆるかせお被仰故いにしへ無之手形の賣買仕候由諸町人
共申候藏元に無之米と先手形と渡し三步一敷銀を取られ候て
米をさし登はせられず候方も有之様に下々申由候乍去左様
お町人の致すやう成儀の藏元の面々せられ間敷事に候間承引
無之方一左様の方覺有之に於ては急度其主人に可相斷候事

承應三年三月廿二日

松平隼人
曾我丹波

右の制令に藏元衆又は藏元の面々と有れば所謂藏元との藏役人の事
成るべし寛文三卯年九月に制令に藏元仕候町人とあり又藏元の士
の其主人へ可相斷かとの文言あれば其頃より藏元を町人に任し町人
に任せざる分の藏役人を藏元と云ひしと見へたり侘其頃にて手形
を以て所謂出切
手の始敷米穀を賣買し又米市と建つる事とバ禁しられたれば

米商人の諸侯方の藏元へ引合て米を買得せし也然るに其頃淀屋與右

衛門 一説に與右衛門の先代を源右衛門と唱へ與右衛門は則ち二代目源右衛門にして後法跡して故菴と号し三代
目を辰五郎と云ふ備源右衛門は深く幕府の眷顧を蒙り其許を得て廣く大小諸侯の廻米を引受け賣買せしと
いふ亦一説に米市場の濫觴は天正年中へ本願寺顯如上人石山御堂退去の後豊臣秀吉大阪城を築き豪門豪商を諸方
より移し四通八達の都會を開きしは則天正年間より今の淀屋橋南畔に淀屋巨菴と云へる豪商あり(淀屋橋も此家
より架初しと云ふ)秀吉の麾下へ多くの軍糧を送ること久しく其賞として鶏の名畫を賜ふ多くの黄金の代とされ
ばとて世に之を黄金の鶏と呼ぶ其後巨菴が家益榮へ諸國の米粟を夥多買積み毎朝市を立て諸人買ふこと其數を知
り此家絶て後今の堂島にて市を立る事
は淀屋が遺風なりと之聞へし云々とありといへる有福の者 今の淀屋
橋南川岸ありて寛永正保の頃よ

り西國諸侯方の積登せの米穀を引請之を賣捌て代銀を國元に送る又
の江戸屋敷へ仕向ける等の世話を以て業とせり則ち右に所謂町人の
藏元也其後寛文の頃お致りて右の藏元を勤る者數軒に及び尤も淀
屋を以て第一とせり是に依て市中の米商の多分此淀屋お集りて米穀
を買得せしより自然と米價高下を争ひ是より相場之事起れり其後追
々理不盡の事共ありて争論絶へず公訴に及びし事も數度あり別て寛
文二三年の頃の諸國風水の災ありて米價一石四拾二三匁より五拾匁

位但し慶長銀にての相場かり米價高直と云へども五拾目迄に止まれり常時金銀の位貴き事知へし迄涉騰し米商の者勢ひ強く騒動せしかバ公邊より御沙汰とて藏屋敷のある町々年寄五人組等召出さき其屋敷の賣捌き米等取調の事ありて町人共迷惑せしよし其時の御觸り

覺

一町中米賣買の儀大名衆藏米何程買候共早速藏か出し可相渡候賣候日より日數三十日の外を相延候り可爲曲事の旨先奉行衆被定置候然る所此頃米高直に付て町人共迷惑致候趣訴訟仕候是の日數延候故にて候様子に相聞へ候此以後の日數十日切に相定可致賣買候米下直に成候節如前申附候儀も可有之候間此方を申渡候迄十日限に可仕候事

一大名衆藏米に不相構米賣買の儀有米を見届可相極候請取渡の日數右同前の事

一唯今迄三十日限の約束おて買請藏に預け置候米の分三十日の内日數何程相殘候共早速代銀を定め米を請取藏方可出候事

一手形の賣買并に米市と立候を先規の通り堅く仕べからず手代此者令違背候は其咎主人へも相懸り候事

一大名衆藏々并に米屋有之其町々會所又年寄月行司の所に帳を仕置其役人を相定置米賣主買主の名米高同直段月日等書附置順々に年寄五人組等改め日數十日迄に埒明可申事

右の通侍方藏元仕候町人同屋敷の名代其外米屋中此旨相守べし若し違背の輩於有之先規より仕置候通本人に依其品或死罪或籠舍其五人組と年寄米屋にて無之といふ共可爲曲事侍方藏米に付て違背有之者其米を肝煎致候町人又屋敷の名代曲事申附藏元の侍に其主人へ可相斷の條入念此書附の通無相違様に可

致賣買者也

寛文三卯年九月廿八日

彦坂 壹岐

右御書出の通奉得其意候少しも相背申間敷候爲後日年寄五人
組加判仕差上申候以上

藏元仕候町人

全 名代

右判形筆本於惣會所私共慥に見届申候

米屋 仲買

全問屋 連判

右の如く仰渡され十日限お其時々代銀と以米を掛出しにせしかり現
に今諸藏屋敷の賣米と十日限とあせるも此時の例也とぞ其後元録年

以後米相場所も出来米を三年越に預り又切手賣の事も行われ續て
米方年行司等を置き諸事嚴密に規則立たり然るも彼の淀屋と言へる
も元録八九年の頃驕奢に長し 公儀と憚らぬ事よりして改易せられ
終に其家斷絶せり去れ共此處にて米商の者十ヶ年來寄集り互に米穀
を賣買せしと淀屋斷絶の後も同斷にて賣買し喧しく往來の妨となり
し故度々制止せらるれ共此事止まず 近年に至る迄正月四日米價の初相場は此所にて始るを例とせり 是より先き
元録元辰十一月今の堂島新地開發ありて在家軒を連るも新地の事故
寂しけれバ土地賑ひの爲にも能く又往來の妨にも成らとて元録十
年の頃より米商の者申合せ此新在家に移りて米穀の賣買を始めたり
是れ今の堂嶋の米市場也其後追々東西諸侯國々より積登せの米穀を
藏屋敷出入の町人託して之を賣捌かせ其代金を收納して以て公私
年分の用途と辨せしめ是方入札を以て米を賣却するの仕法も出来せ

り其後正徳享保の始年江戸住三谷三左衛門中島藏之助冬木彦六と云
 る者共江戸表に於て出願し東西諸侯藏屋敷の廻米を切手よて商人共
 へ賣渡し正米の其屋敷に預り置出米の右切手と引替の都合にて其藏
 米と賣買せば自然と米價も相保ち商人共も勝手宜敷旨申立仲買を五
 百人と定め賣買米一石ニ付三分貳分宛の役銀を取立其内を以て公儀
 へ冥加銀を差出し残り會所の所得とすすの仕法と以て其筋の許可
 を蒙り則ち堂島新在家にて米坐御爲換御用會所といふを建立せり或
に元祿寶永の頃治世漸く久しく徳川五代將軍綱吉(常憲と諡す)奢侈に耽り諸侯以下亦これに倣ひ崇美を尙ひしが故に諸侯の用途頗る擁塞し遂に秋季大阪に出たして賣拂ふべき米の代價中幾許を先收し一時の金融を爲すに至りし折柄堂島に何姓の勤兵衛と云へる者ありて此機に投じ同志廿五名と共に町與力相木左門太郎に依りて大阪町奉行久貝因幡守に請ひ官許を得て大小藩の廻米を豫め引請け其土地に産する所の米指札(竹の差札にして従前は指札二本あり一は官に納め一は俵中に入る所謂符券たり)を以て切手と爲し之を束ね之を抵當として金幣を諸藩に貸與し而して指札を賣買して専ら金米の融通を爲す是れ則ち帳合米の嚆矢なり然るに勤兵衛問も亦一時夥多の賣込を爲したる年之際に諸國非常の凶作にして其員數整はざる遂に官の裁する所と爲りて勤兵衛其他一名は過賣の科に座して嚴刑に處せられ自餘の二十三名も亦罪罰を蒙り爲めに此商業は禁止せられたり雖も豪商淀屋辰五郎等る者あり西國大小藩の廻米を與請け賣買せしか終に正徳年中家産を没收せられし後は密に帳合米に類似の相場を淀屋橋南畔及び堂島に營み享保十一年の頃まで廢業常をらして續き來れり云々編者曰く此説頗る前説符と

合せ蓋し久貝因幡守は元和寛永の頃の町奉行たり而して文中久貝因幡守に請ひ云々とあるを見れば此事或は元和寛永頃の事實にはあらざるか去るにても冒頭に元祿寶永(元祿寶永は元和寛永より後凡六七年あり)の頃といひ文中堂島に何姓の勤兵衛堂島は元祿年間始めて開發せし所なり云々とあれは未だ全く疑なき能はざる暫く記して参照に供す然るに右諸藏米の切手賣も現金銀の賣買かれバ自然國元より積登せの正米延着せし場合に之商人共も迷惑致し又諸家大數の米の事故繋商内の無之ては手狭にて融通も出來難し迺其頃の米商備前屋權兵衛柴屋長右衛門の兩人賣買賑ひの爲め建物米と言ふを設け限月限日を極め右延着日限迄の延賣延買と申事を始めたらんに其場所も繁榮仕るべしとて諸方々集りし者へ相談及むれしが何れも可然同心し始て延商内を開きたる是れ今此帳合米の權輿として最初の程の振合相對にて限月迄に濟來りしも追々人數増加しければ振合相對よて濟難く茲に於て支配人といふを置き相當の賃銀と給し萬事の周旋を任せざる互の便宜しかるべしと更に相談に及びて始めて支配人を設けたり之れと遣來兩替屋

と云へり尤も延賣買の事されを 御公儀様へ恐れありとて兩替屋の帳面よは正銀切手の出入よ仕倣し支配銀を歩銀と唱へ壹貫目よ付何程と定めたり其後右の延商内追々盛んよありしが享保六年丑八月廿六日米價年來高直よ付御政道の爲め奉行所より右相場所へ捕手役人を指向けられ仲買六七人召捕られしよバ相庭俄よ止みたり而して右六七人の者よ當時の奉行北條安房守様の前へ召出され相場の仕法を尋問せられよき時よ紙屋治兵衛高田屋作右衛門の兩人よ年長あるよ付延賣買の手續よ委細言上致よべき様申付られしかり兩人申す様元來相場の儀よ淀屋濱よて立會致せし所其後今の堂島新地へ引移れり尤も堂島の元祿年間よ開きたる新地あるよ其地をして繁昌せしむる爲め正米掛繋きの延商内相始め候事よて毛頭不實の仕方よてり無之勿論淀屋與右衛門より米相場御免の御朱印も被下置候處同家辰五郎

欠所の御御取上よ相成候由傳承仕候則ち右の如く正道の商内よ相違無之旨申上ければ安房守様より兩人何十才よ相成候哉御尋あるよ以て治兵衛の六十四歳作右衛門の六十六歳よ相成候由申上候所追て御沙汰可有之旨仰渡され其後六七人の者共不殘召出され安房守様の古役飛彈守様と立會の上米相場御朱印と申儀決して無之正米賣買儀の格別以來延商内よ停止申付る間其旨相心得可申此度の呵置との旨仰渡されしより延商内よ終よ止たり

古老の説に享保年中堂島永來町城屋庄治郎屋敷地に川口源兵衛と云へるものあり或拾石建の會所を建てり其頃は颯川通りは大竹殿にして米相場大引に水を打ち商人を散せしと云ふその敷中に入り専ら武拾石建の商内ありしより虎市の名目起れりといふ

其後翌寅年二月頃よ少々宛密に賣買せし處同四月又々三四人召捕られ豫て停止申付置候を猥りよ致し候段不届るよとて關所仰付られ其後の聊の密賣買もあかりしが巳年極月よ致り米千石迄の賣買するも苦しかる間數由風聞有之よ付同九年辰正月少々宛商内致すよき内談ありしよ三月廿一

日大坂大火よて万事混雜よ及び日を追て靜謐よ至りし後五月頃津經米を建物よし賣買を始めたれども前丑寅兩年よ數人召捕られ騷動よ及びし事あとし故仲買共危き思ひとなし居りし所其翌巳年江戸よ於て紀伊國屋源兵衛野村屋甚兵衛と申者共大坂にて米會所取立の儀を出願し則ち願の通り聞届相成と當表よて米會所開業せし處無程混雜起と相止たり享保十三年京都大津兩所にても小野寺三郎右衛門と申者の願主にて米相場所始まり續て同十二年川口茂右衛門中川清三郎久保田孫兵衛の三人の願立よより米會所出來せしも是又故障あて相止み又同十四酉年冬木善太郎の願主よよ北濱壹丁目にて米會所建立あり然るよその前年河内屋儀兵衛田邊屋藤右衛門加島屋清兵衛等都合五人米仲買總代として江戸へ罷下り右米會所廢止の儀を願出たると其時の書面に曰く

乍恐奉言上候

一大坂北濱堂島米仲買六百四人の者共奉申上候已前新よ於大坂爲御替米會所被仰付候に付諸國米商人共 御公儀御米會所と申儀を奉恐自然と大坂表へ入込不申候に付大坂表裏微仕別て米仲買共其外小賣米屋并に京伏見兩處米商賣人共に致る迄以ての外不勝手困窮仕候よ付四年以前より不絶大坂 御奉行様へ右米會所御用捨被爲成下候様奉願上候處此儀の江戸表おて被仰渡候儀故御取上難被爲成旨よ付當夏方御當地へ罷下り六月六日お久松大和守様へ御願申上候處御聞届被爲成下同十八日御内寄合へ被爲召出願之趣一應大坂奉行所へ御開合可被成旨被仰渡其後八月六日御内寄合へ被召出被爲仰渡候の大坂御奉行所方御返答よ米會所有之候ても少しも構候儀無之段申來候お付其方共願相立不申旨被仰渡御取上の無御坐候此儀乍恐

間違成る御返答も奉存候大坂米仲買共迷惑仕候に付總代とし
て私共六月より御當地へ御願に罷下り候得者構無之と申儀於
大坂仲買共可申様無御座候仍之十月十四日に 水野和泉守様
御駕へ奉願上則ち御差圖と受け當日に久松大和守様へ罷出候
處追て可被召出由よて十一月六日稻生下野守様御内寄合へ被
召出其方共願之趣の米高直に可相成筋と又下直に可相成筋と
一事両様に相見へ候由にて御取上無御座候

一私共願之儀の全く米直段高直下直に可相成譯奉願候儀おての
無御座候古來無之米會所被仰渡候よ付大勢の米仲買共追々困
窮仕及渴命候に付右米會所一向御用捨被成下候旨御願お御座
候處至極迷惑仕候不調法の私共故右趣意の書誤よて御聞濟之
間違と御座候哉其段御宥免奉願上候何分米會所御用捨被成下

數万人の御救の御願の外他事無御座候

一米會所出來候以後仲買の内輕き身上の者の必至と困窮仕渡世
の家業に離れ或の夫婦妻子離散仕親の爲め夫の爲め遊女に身
を賣候輩も數多御座候得共數万の米商人に御座候得の右の族
指當り露顯に及不申候以來會所出來候ての大坂を始京都伏
見數万人困窮仕候儀の乍恐士農工商共祖先代々の家業相守
習に御座候得の當然何程難儀に奉存候にても勢力の續き申程
の家業と改め候を迷惑に奉存候不及是非今日を相立罷在候得
共只今の通米會所被差置候ての追て大勢の仲買共無據相潰れ
申候儀曆然に奉存候依之前書申上候通大坂表にて御願申上候
得の江戸表にて仰付候儀故御取上げ難被爲成由度々御願申上
候得の家業と改め何にてモ渡世仕候旨被爲仰付猶も迷惑に奉

存候當夏より御當地へ罷下り段々御願申上候處最初の御開合の上掛無之由御返答に付御當地までも御取上げ難被爲成候趣被仰渡迷惑至極に付無是悲奉言上候乍恐右米會所の儀に假初にも御公儀へ御忠節と申上被仰付候儀に御座候得に私共願之趣兩所御奉行様方も御取上げ難被爲成下筋奉恐察候併古來無御座候全く新規の儀且中川清三郎川口茂右衛門久保田孫兵衛三人の潤ひと數万人の困窮とに御座候間何分被爲聞召分御慈悲を以て右米會所御用捨被爲仰出數万人の渡世相續仕候様奉願上候以上

享保十三申年十一月十三日

大阪總米仲買六百餘人代

河内屋儀兵衛

福島屋久右衛門

田邊屋藤右衛門

境屋善右衛門

加島屋清兵衛

其後享保十五年戊三月仲買總代として江戸表へ出府の者田邊屋藤右衛門尼
ヶ崎屋藤兵衛加島
屋清兵衛の三人一
説に五人とあり共一同金子お差支必至と難澁お及ひし故無是非加州様へ御駕籠訴仕御慈悲願申上候處格別の御憐愍を以て御取上お相成り右の者共御屋敷へ召寄られ金子貳百兩下し賜り其上願の筋とも御公儀様へ御吹聴被成下しかば早速お御沙汰相成當時の御奉行大岡越前守様御評定所へ御糺の上大阪帳合米の深き由緒ある事共聞召され同八月お至り大阪米商内の儀に古來お仕來りの仕法を以て流相場商内諸國商人并お大阪仲買共勝手次第手廣お經營可致旨觸達相成り

たり則其御觸書ふ

覺

一近年米穀相場之儀お付品々願依有之米商人共無覺東存相場の障お成候様お相聞候お付向後右の類一切不取上等お候間大阪米商の儀古來致來候通の仕方と以て流相場商諸國商人并大阪仲買共勝手次第お可仕候兩換屋の儀も有來候五拾軒余の兩換屋共取計の相對次第數銀其外相場差引勘定等の儀前々の通お致商隨分手廣お仕少おても米商の障り成儀無之様お可致畢竟米相場宜成候爲めの事お候間其趣と以心次第商可仕候尤冬木善太郎米會所の儀相止候但古來より有來候儀の構無之候若し古來より無之儀を新規お拵出し古法と申紛らし候儀在之の愈議の上急度曲事お可申付候右米商の儀お付ての公事訴訟古來

通不取上候然共有來候外不埒の儀於有之の各別お候總て仲買共自分の意趣と以猥仲買仲間騒敷儀無之様お可仕候

戌八月

右之通今度從江戸被仰下候間三卿町中可相觸者也

享保十五年庚戌八月十三日

淡路

日向

三郷惣年寄中

右の如く觸達有之仲買一統安堵致し先年通堂嶋お於て賣買を始めた
此年十一月廿四日川口座取上に相成り大阪の座は十二月朔日に潰れた 其後同十六亥年十月米價年來下直お付仲買の内加嶋屋久右衛門升屋平作津輕屋彦兵衛北國屋太右衛門事俵屋喜兵衛久寶寺屋太兵衛等の五人と當御番所へ召出され米直段引立の儀

お付意見あらむ可申上旨達ありたるを以て仲間一統相談の上米仲買
 の人数と定め諸藏拂米の節入札を以買請候ハ、米直段取締り宜しか
 らんと申上たるお時の奉行 稻垣淡路守様松平日向守様より江戸表
 へ其旨を言上お相成亥十二月大阪米仲買株札四百五拾壹枚下渡され
 同十七子年四月又五百三拾八枚同廿卯年七月又三百六拾貳枚都合千
 三百五拾壹枚下渡しあり亥十二月津輕屋彦兵衛俵屋喜兵衛久寶寺屋
 太兵衛加島屋久右衛門升屋平作の五人へ米年寄申付られ脇差佩帶及
 上下着用を免さる是れ皆米直段引立の故を以てあり又遣來兩換營業
 の者も同年當御番所へ願出て仲間五拾斬其營業を免さる其時兩換屋
 へ申渡さきたる書附お曰く

一米相場の儀ハ諸人歸伏致諸國商人多入込繁昌致儀第一お候處
 米方兩換屋共唯今の仕形締無之儀の儀も有之様相聞へ候依之

米相場の爲おも不宜候お付此度米方兩換屋共相改候上焼印札

一枚宛相渡株お申付候商賣仕方ハ是迄之通お可相心得候

一兩換屋共工み仕方有之鋪銀等取込身代償し候歟惣て不埒の儀

有之ハ吟味を遂げ株札取上尙又品に寄り急度沙汰可令候仲間

にても相改不埒の儀無之様可令申候

一人數の内株を外へ譲り渡候歟名前替候節ハ帳面印札等相改可

申付候間其町年寄奥印の書附を以可斷來候

右之通申付候上ハ諸事不埒無之米商方兩替取引共無差支米相場

仕方宜敷様可致候

其後降て寛保元酉年松浦河内守殿佐々美濃守殿御奉行の節仲買株札
 焼印を改正せられたり延享三年十二月城米拂下の節從來三郷月番惣
 年寄にて町相場價額を藏役所へ書上げしを爾後ハ仲買年行司三名の

連判を以て封印し藏役所へ書上る事となせり

因ふ曰く城米の大阪駿府等幕府直轄の城内に大概積貯へたる者にして承應三年(四代將軍家綱の治世)大阪城番下知條々として大老酒井雅樂頭老中松平伊豆守阿部豊後守より大阪城代内藤帶刀同城番保科彈正忠へ下したる條目中に御城米の儀入念手置可申附之相定員數二十万俵の分不足無之様常々可改置とあり爾後城番の交代毎にの必らず此條目を下したるものと見ゆ且此城米の員數駿府の一万俵京都二條城の一万石甲府の千八百石ありしに享保十九年猶大阪に七万七千五百石二條城に壹万石駿州清水に壹万石を増して貯へり元來此城米あるもの年々の年貢米を以て是を積立翌年の新穀納るを待て詰替へ古米の賣拂ひ其金を或の金藏へ貯へ或の其城内の用途に遣拂ひ

しかりと云

明和元年(十代將軍家治の治世)安堂寺町壹丁目大和屋伊兵衛の借家人相摸屋又市成者あり江戸堀三丁目に於て米相場并に帳合商を營まん事を官に請ふ官是を許し仲買兩換の株札を下げ渡したれども盛を堂嶋お競ふ能はずして止みぬ

明和二年二月江戸よりの仰出されありとて奉行所より左の觸書を出たせり蓋し諸家藏屋敷拂米買請等の切手をして其用を慥かからしめしなり

一此度大阪表諸家藏屋敷拂米買請切手持の者并銀子入替質物等お取置候町人共公事出入諸懸り合の吟味中又の御仕置被仰付關所等お相成候節藏出し差留或の切手不通おても可相成哉と疑敷存し又の損銀おも可成哉と見越候て撰嫌致し切手にて

の不田置と心得違の者も可有之付以來諸家藏屋敷拂米買請
切手所持の者并銀子入替質物取置候者公事出入有之奉行
所吟味中にも無構切手の分通用可致候共又拂米買請切手
所持の者并質取主等御仕置被仰付候共當人をかり切手の分
無差滞夫々被下候様被仰出候事

右之如く此切手の極て手堅き者おして所持主質取主仕置お逢ふも切
手を没收さるゝの憂おしと雖も融通切手として尋常通用せしものよ
り無かりしとぞ

明和五年三月廿三日曾根崎新地三丁目より出火堂嶋仲買人住居并立
會場所等残らず焼失し殆んど一時相場立會を休まんとせし官これ
を聞き年行司お諭し急々焼場を修め同廿七日より立會を爲さしめた
り

明和の未年堂嶋大工町蜷橋西へ入る所へ初て米會所を設立したり是
より先き會所の未だ設け無かりしかバ總ての事務の仲買年行司の自
宅お於て取扱ひたりし

文化二年帳合米の弊漸く甚しく仲買人等無根の妄説を言觸し種々の
奸計を回らし立會賣買を妨げ其影響正米お及ぶを以て官嚴しく令を
年行司お下たし其取締を爲さしむ

天保七年二月十九日言合後川崎與力町より出火追々火勢劇しく四軒
屋より東照宮お掛け風筋となりしと以て火防の爲堂島より馳附けし
お大鹽平八郎大將として大筒小筒を打出し容易からざる亂妨の趣相
聞へしおよ直ちに六ヶ町月行司呼寄せ右之次第申傳急き看板引取
り相場をぞ止たせける

天保十三年八月江戸よりの下知を以て堂嶋米市場の諸規則を改革し

諸株式並お仲間組合を廢し在來の仲買お限らず常人おても米方年行司お届けし上市場に出て諸家拂米其他の直賣買を爲すを許るすされど享保年度以降の掟を守り市場の諸事一々米方年行司をして取締らしむ

嘉永元年八月十四日非常の洪水おて米市場大半水お浸りしを以て定例の通り看板を掛けんとせしも迎も立合六つかしき趣仲買中の衆議にて看板を掛けずして双方立別れ直お大町月行司と招き此度の前代未聞の大洪水にて近在大混雜の由に付正米帳合ども爲立會不申段言渡して一統退きたり

因に曰く是より先き河内切れ兩度あり正米帳合ども立會の休みたれども一度看板を懸け柵を撃ちて後一統得心の上双方へ別れしものおて此手續さお及ばす退散せまの實も此度を始め

とす

嘉永六年正月近來帳合米の作法行義相亂れ殆んど立會を妨げるに至りしを以て米方年行司諸月行司等相謀り淀屋橋祝儀商内立會並に幾日の立會を休み三ヶ條の取締規矩を製して仲買一統へ配布したり文久三年五月享保度以來永續せし帳合米も追々衰微と來たし今日にて殆んど退轉同様の姿となりし迎米仲買中より米方年行司を経て仕法規則と添へ石建商内立會と願出て官許と得て此月よと石建商内の立會を爲せり

斯くて米市場の相續て立會と爲し慶應四年即ち明治改元徳川慶喜大阪城と退き蕪府こゝに減びて 聖上大政を親らし賜ふの後明治二年二月よ至り堂島正米商内の外空米石建帳合とも禁止せられり

因お帳合米商内の大綱を示さんに其取引の方法の先づ初めお

建物米と限月限日とを定め而して後賣買と始むるあり尤も賣買の米百石を以て一口となし米價の壹石の直段を唱へり但し建物米を定むるの帳合米と正米との直段の差と見るが爲めにして限月限日と定むると賣買米の仕切勘定をさすが爲る故に期日に至るも更に現米金の受渡をさすゝあらずして止た帳面の上よて損益を決する事なり因て帳合米の名起きり扱建物米には肥後米あり筑前米あり其他中國廣島加賀米等ありて毎年仲買の入札を以て其年の建物を定むるあり又限月限日の毎年四月廿七日正月八日より始る十月八日五月七日より始る十二月廿三日十月十七日より始るの三ヶ度にして之を三期商内と云而して期日の三日前よりの其以前取組たる米の賣戻し買戻しに係る賣買而已をさしめ新規の賣買となすべからざるものとす之れを仕舞寄商内又の正

銀正米とも云ふなり然きども元來空米商内の事あれば若し非常の事ありて相場止む時は其の以前の建米と立用すべき據所なき故日々火繩直段を定め置き非常の事にて相場潰れし時は則ち其前日の火繩直段を以て下地の建米を立用するあり又市場よて米賣買をさすものは則ち米仲買にして自己に賣買あり他人より依頼を受けし賣買ありと雖も其相手人へ對しては自分総へての責任を負ふ事あり楮右賣買に約束を結びたる時は其米に對し相當の證據金を添へ賣買双方より其旨を遣來兩換成りてへ届出て兩換よ於ては双方より證據金を預り且相當の手数料所謂歩銀を領し而して後日賣戻し買戻しに届出を受けたる時其損益を計算して損方あれば證據金の内にて其損金を引去り益方あれば證據金の上へ益金を加へ之を仲買人へ交付して以

て其取引を結了するなり是れ帳合米商内の大綱ありとす又石建商内此方法の大抵帳合米と同一にして建物及限月限日とも帳合米と同一のものを用ひ帳合米に潰る、時は石建米も共小潰れ其場合には帳合米に火繩直段と以て建米と立用する事なれども止た期日に至ては帳合米に直段に拘らる當日の正米の言合直段を以て建米と立用する事なり尤も發會前豫め發會直段より上下若干とかの直間を定め置き發會後右に定めたる直段迄高低の傾きたるときは其直段と以て建米を立用する事もあり之と上流れ又は下流れと云へり

按するに建物何藏米と定めしは初め讃岐米なりしが後ち四藏と唱へ筑前中國肥後廣島の四藏の内仲買の入札を以て建物と定め其年の建物とありし藩邸へ届出其藩邸より祝儀として付

與したる銀五百枚にて會所の諸入費を辨するを例と爲せりされど五月より十月迄の建米は多く加賀米と定め加賀藩邸より別に祝儀金と受さりし是れ曾て上願の筋あり堂島米商數十人江戸へ下り年を経て費用金の差支たる折節加賀藩邸より幾多れ金子を貸與へたる恩に報る爲めありと云ふ

文政三年正月建物米の儀に付奉行所より下間に昨冬建物肥後米れ處春建物筑前米と替へし新規の儀には無之哉との事あり依て年行司より左の答書を差出したり

一建物之儀の正月四月十月三季之限と相唱限月度毎小仲買共一統より何米建物と致候而可然哉の入札取集開封の上多人數御座候藏米を建物に相定始り候様に御座候尤正月建物入札に限り一統見込御座候節の開札不仕冬建物にて

立會候儀に御座候當年之儀見込無之哉舊冬より八十人計り開札之上にて建物相定吳候様の願人も御座候に付去る六日開札仕候所肥後米五十五人筑前米百九十八人廣嶋米五人中國米壹人加賀米壹人

右之通御座候に付筑前米に相定候儀に御座候尤冬建物春建物と替候舊例之儀は明和二年冬肥後米にて立會同三年春筑前米にて立會仕候儀に御座候

又昔時米賣買の方法ハ朝五ツ時より始まり終日賣買す則ち寄付^{朝五ツ時}△^{朝五ツ時}又正引と唱ふ鱗どの寄付相場此時刻に其日の正米相場譬への攝津米にて直段幾許と官へ申出正米幾許と看板に掲げ出す其正の字を畧して△と記し形ち鱗お似たるを以て斯くと名付しものありと云引方九ツ時帳合引又火繩とも火繩時

とも大引とも唱ふ火繩の消る時柝木を打ち水と入れ此時直段極り火繩は掛札の下へ出そ也

明治二年四月空米相場禁止の後ハ米商の者共碯と難澁し途方よ迷ふも多りしりバ武富某磯野某等主として會所再興の事に盡力し更に營業規則を調製して明治三年十二月左の願書を大藏省へ差出したリ

乍恐奉願上口上覺

一追々文明開化ニ隨ヒ諸色潤澤物價平均各安穩之職業ニ基候様厚御仁惠之御旨趣寔以難有御儀ニ奉存候就而者御國産幾種ノ中ニモ米穀之儀ハ第一之品ニテ是迄回米仕捌ノ權大阪ニ御座候處近來諸藩邸之爲登米モ區々相成次第ニ賣買手狹追年商家之衰微殊更近年打續高價ニテ穀數ノ代金中々自力ニ不相任處ヨリ益不融通ニ相成候ニ付今般米穀之撓キ相付候様漸ニ於大

販現米賣買會社被差免御藏米納家米ノ無差別手廣ニ取組仕候
 様被仰付被下候ハ、金穀一体之融通相付可申奉存候尤 御一
 新後空米賣買御廢止被仰渡候御旨兼而奉恐畏ニ付方今奉願候
 現米商社之儀ハ決而空米相場ニ相成候取組不致一体是迄諸家
 様御藏米堂島法則ヲ以御拂有之候砌ハ見競引格御座候而空米
 之商法モ被相行候得共當時區勝手賣ト相成候而ハ逆モ以前之
 様空相場可相立目的無之ニ付矢張限月ニ致リ候テハ現米現金
 烈敷取渡仕候儀當御時勢相當之儀ト奉存候依之仕法建ノ大意
 左ニ奉申上候

難波御藏攝津米ヲ建米ニ仕候テ年ニ四度程賣買取渡ノ限月ト
 定メ三ヶ月前ヨリ賣買致シ取組限日ニ至リ候迄ハ双方ヨリ手
 付敷金差入置彌現米取渡ノ節皆金取引仕候様仕法相付候得ハ

譬遠境邊陲ニ相備ニ有之候米ニテモ元付計算ヲ立賣込置日限
 迄ノ内積廻シ候得ハ直段ノ狂動モ無之安心ニテ船積爲替等モ
 致能有之且又買受候者モ同様日限迄ノ内諸方得意ノ向々ニ賣
 付手渡シ仕候得ハ山邊如何様隔地ニモ輒ク行涉リ双方共大ニ
 利得自在可申奉存候

一御藏米ノ分ニテハ逆モ賣買米ノ取渡ニハ引足不申候ニ付兼テ
 諸邸ノ米銘具ニ相記シ御藏米トノ品位上下直段格付致置代米
 相備石數無異儀請引仕候事

一現敷現金賣買ニ付譬如何様ノ時變有之候共日限無相違取引仕
 候事

一賣買業体ニ付口錢利足ノ儀當時相當ノ割合ヲ以テ米拾石ニ付
 口錢金貳朱宛金百兩ニ付一日利足錢三百文宛定ノ事

但口錢金ハ全問屋仲買ニ差出シ利足錢三百文ノ内百文ハ商
稅トシテ御上納仕貳百文ヲ以テ會社諸失費手代給金等一切
相賄候事

一問屋仲買之儀屹度改革仕是迄堂島米仲買ハ不抱改テ西京兵庫
神戸堺其外諸國ヨリモ人撰致シ組合ヲ結決而不行議ノ所業無
之様可仕候依之冀ハ御官員之内ヨリ御出役ヲモ被成下候得ハ
猶取締向行届可申奉存候

一日々賣買ニ付嚴重ノ取締仕候ニ付敷金ノ多少猶日限現米取渡
等之勝手細事廉々々條有之候得共追々書付ヲ以テ奉伺候事

右之通現米賣買會社御許容被仰付於被下候ハ偏ニ御潤澤ノ御趣
意奉戴仕追々別段積金ノ仕法相立一稜ノ御用途ニモ相備候様盡
力仕候儀ハ勿論皇國一体ノ融通相付諸物潤澤ノ導共相成候様奮

發仕度奉存候間彼是ノ得失御裁斷ノ上御採用被成下候半々重疊
難有仕合奉存候以上

庚午十二月

大阪堂島壹丁目

武富辰吉

同 三丁目

磯野小右衛門

斯くて翌明治四年春願の通り許可ありしを以て其四月一日を以て米
會所を堂島に開業せり其後東京西京兵庫大津等の各地に於ても右の
方法に倣ひて米會所を創立せしり獨り長州赤間關に於ては是より前
既右の方法を以て其業を營めり則ち右武富等が調製せし所の營業
規則も全く例を赤間關の規則に資りしものありとぞ

因に東京米會所の由來を示さんハ文化十癸酉年菱垣廻船十組問
屋より願けるハ江戸に於て場所は伊勢町米會所を新設し仲買百貳拾人に

株式を定め武州米を建物米と爲し帳合延賣買等大阪堂島の仕法を以て取引きを爲し年々冥加として千貳百兩又別に口錢の内を以て五千兩宛上納すべけれの許可を乞ふとあり因て其願を許され且つ冥加金及口錢の内を以て納金するに及なされの萬端正路に取引きし不正のことをおすべからすと令せられ其後五個年の期限に至り尙ほ永年設立のことを願立たるに米會所新設以來家を倒し身を破る者多けれの人民のため宜しからすとて唯三個年の延期を聽るされしり益々不正のこと多しとて延期の年限内に廢止せられり其後何年の頃より御三家(紀州水戸尾張)御年貢米入札と唱へ期月と立て内々取引し仍ほ御維新前迄の三四ヶ所も同様密かに限月米の取引ありし由然るに維新後明治二年六月廿四日東京府の許可を得て東京商社と唱へ府下兜町に於て限月

米商を開業せしに同年十月民部大藏兩省合併の際限月米商の儀當分見合可申との命令ありしに依り同年十一月より休業せたりしか復々同四年三月廿日願に依り舊の如く限月米商開業致すべき旨東京府より免許ありて復た其業を開き其後同七年九月中外商行社と稱へ府下蠣壳町に於ても又同く限月米商を開業し兩社とも盛んに其業を經營せしが同九年八月米商會所條例の頒布あるに及んで東京商社の兜町米商會所と改稱し商行社は蠣壳町米商會所と改稱して共に其業を繼續せり其後十六年七月に至り兩社合併して今の東京米商會所とはなれり

諸堂島米會所も開業後日と逐て繁榮を來て明治六七年の交へ至りて日々賣買高無慮數拾萬石の多きと致せし程ありて同七年十月限の賣買に於て古今未曾有れ大取組とあり到底期日現米金の受渡を

了すへきやうもあき有様とありまかば終に官の裁する所とあり則ち空米賣買を以て論せられ該期取組米悉皆消却可致旨命せられたり尤も跡建賣買の障りなく立會し依然繁榮の有様ありしか同年十月太政官第百七号布告株式取引條例の發行あり同十二月第百二十八号布告を以て從來各地方に於て米油限月賣買と許可せしと廢し自今會社を結ひて米穀賣買相場取引をあさんと欲する者の右條例の方法に従ひ會社規則を取設け其管轄廳を経て大藏省に上申し之が許可を受べき旨布告せられたり然れども該條例の趣旨現時の實際に適せざるものありて兎角に之を實施するに至らず従前の儘延期繼續を追願して同九年九月迄營業せり是より先き八月一日第百五号の布告と以て更に米商會所條例を制定せられ同日内務省甲第廿九号布達を以て米商會所成規と頒布せられたり茲に於て府下の豪商鴻池某外數名の發起を

以て右條例の旨趣と遵奉して米商會所を創立せんことを其筋へ出願せり今其創立證書を掲ぐれり

米商會所創立證書

明治九年八月太政官第百五号公布米商會所條例ノ旨趣ヲ遵奉シ
米商會所ヲ創立シテ其商業ヲ經營セント謀リ此證書第五條ニ連
名シタルモノ協議シテ左ノ條々ヲ取極候也

第一條

當會所ノ総員ハ米商會所條例ノ旨趣ヲ遵奉シ且會所定款申合規
則ヲ確守スヘシ

第二條

當會所ノ名号ハ大阪堂島米商會所ト稱スヘシ

第三條

當會所營業ノ年限ハ明治九年十一月開業ノ日ヨリ滿五ケ年ケル

ヘシ明治十五年八月則チ滿期ニ臨ミ
尙五ケ年間營業繼續ヲ許サル

第四條

當會所ハ大阪府下北區堂島濱通壹丁目五拾七番地舊二十ニ番地取建ツ
ヘシ

第五條

當會所ノ資本金ハ七万五千圓ニシテ之レヲ七百五拾株トナシ其
内發起人ニテ所持スヘキ株數並ニ其屬籍住所姓名左表ノ如シ(所
持株數屬籍住所姓名表略ス)

第六條

當會所ノ株主ハ其責任ヲ保証有限ト定ムヘシ故ニ若シ會所ノ鎖
店又ハ非常ノ損害ヲ受ケタル場合ニ於テハ其負債及右ニ關シタ

ル入費ヲ株高ニ割附ケ三倍替ハ一株ノ持主則其金高一百圓ナル
ヲ以テ更ニ二百圓ヲ合セテ三百圓迄之ヲ負担シ更
ニ出金辨償スヘシ

第七條

當會所ノ株主及仲買人ハ内國人ニ限ルヘシ
此證書ハ株主一同ノ利益ヲ謀ル爲メ取極メタル證據トシテ各姓
名ヲ自記調印シ追テ加入候者ハ順次連署セシメ可申候也

明治九年九月四日

株主連署

斯くて問もなく其筋の許可を蒙り同年十一月二日と以て開業をゐし
たり此時(或翌年)同く官許を得て米商會所を創立するもの東京(二ヶ所)
近江赤間關桑名新瀉兵庫金澤松山名古屋岡山西京徳島之に大阪を加
へて都合十四ヶ所とす(後明治十六七年の交に至り博多野蒜高岡の三
ヶ所にも許さる)然るに堂島米商會所は其創業の際に當り發起人と米

商人との間に於て大ひある紛議と生し久しく和解をあすに至らず加ふるに條例規則の旨趣稍々嚴密にして又従前の如く賣買の自由ならざるを以て市場の景況も茲に一變し殆んど不振の姿ありしか明治十年に當り西南の騷擾あり續て財政の變革紙幣價格動搖等の事情よりして世上一般投機事業の盛んに行へる、に連れ會所營業も次第に繁榮に赴き十二年の頃に至りては會所株券の如きも一時五百圓(百圓券)の上に昇りし程ありし翌十三年四月限に於て府下の豪商某等紙幣價格の回復を名として巨萬の賣建米とあせしに米價反て騰貴して其底止する所と知らず結局如何あふんと案し煩ふ有様ありしが其三月廿九日本場立會に臨み會所役員は賣買上不穩當の事ありと認め俄に立會を中止し漸くにして其局と結へり續て跡建の立會を始めし處米價は倍々奔騰して止まる所なく正限共に竟に拾圓の上に登れり是れ蓋

し彼の紙幣下落の感應に外ならじと雖も投機者流の集合して買氣と鼓舞するも亦其原因の一からんとあし我が大藏卿は四月十三日を以て全國各地の限月米商を斷然停止せられたり其後間もなく條例規則中改正を施され仲買人の身元金額を増加して其責任を重くし其他種々の嚴則と設て賣買の手續と檢束されしかば同年十月に至り漸く解停の沙汰ありて舊の如く立會を始めたれども市況全く轉換して亦前日の光景を見ず去れり一旦五百圓の上に登りし株券も今忽ち低落して貳百圓臺に降り然るに會所營業の斯く衰頽を來せしと同時に會所外にて會所類似の業とあすもの頻りに起れるは嚴則の影響より發せし所あらんか其後十五年七八月の交り至りては彼の朝鮮の事變等ありて米價高低の甚たしきに連れ同所營業も稍々盛況に復するの傾きありしか同年十二月第六十五号の布告を以て仲買人納稅規則と

頒布せられ續ひて翌十六年四月一日より之れと實施せらるゝに至りしかり市況愈々衰頽して殆んど其極に達せり是れ一つは世上一般の不景氣に感應せしあらんと雖ども要するに規則の嚴と課税の重にして其實際に適せざるに起因するからんか然るに十八年十一月第三十八号の布告を以て税則改正の恩命と辱ふせしより連年の衰況茲お至て漸く挽回の兆を呈せりと云ふ

因らば堂島米商會所開業以降每半季間の賣買高を左に表出して以て其營業の概況を示さんとす

自明治九年十一月一日
至同年十二月三十一日

三拾二万九千五百四拾石

明治十年上半季

千百七拾六万八千百七拾石

全 年下半季

千四百拾三万四千百石

明治十一年上半季

千三百三拾万五千拾石

全 年下半季

千九百六万三千百拾石

明治十二年上半季

千貳拾八万貳千四百三拾石

全 年下半季

千三百貳拾七万八千五百廿石

自明治十三年一月一日
至同年四月十二日

五百八拾七万五千八百廿石

自全 年十月一日
至全 年十二月三十一日

拾三万六千百四拾石

明治十四年上半季

百五万貳千百拾石

全 年下半季

百九拾五万八千六百貳拾石

明治十五年上半季

貳百拾七万五千六百四拾石

全 年下半季

三百四万貳千六百貳拾石

明治十六年上半季

百三拾八万九千六百四拾石

全 年下半季

百貳拾六万四千貳百八拾石

明治十七年上半季

百拾九万七千八百七拾石

全	年下半季	百六拾四万七千六拾石
明治十八年上半季		百〇三万四千貳百五拾石
全	年下半季	百拾八万四千五百九拾石

表中明治十三年下半季より以降賣買高の著しく減少せしもの當時種々の嚴則を設けられしに由ると雖も特に現場賣買定期より起る現場と云ふと差止められしもの其の原因の多きハ居れり


明治十九年五月廿九日出版御届
同 年六月 日刊行

非 賣 品

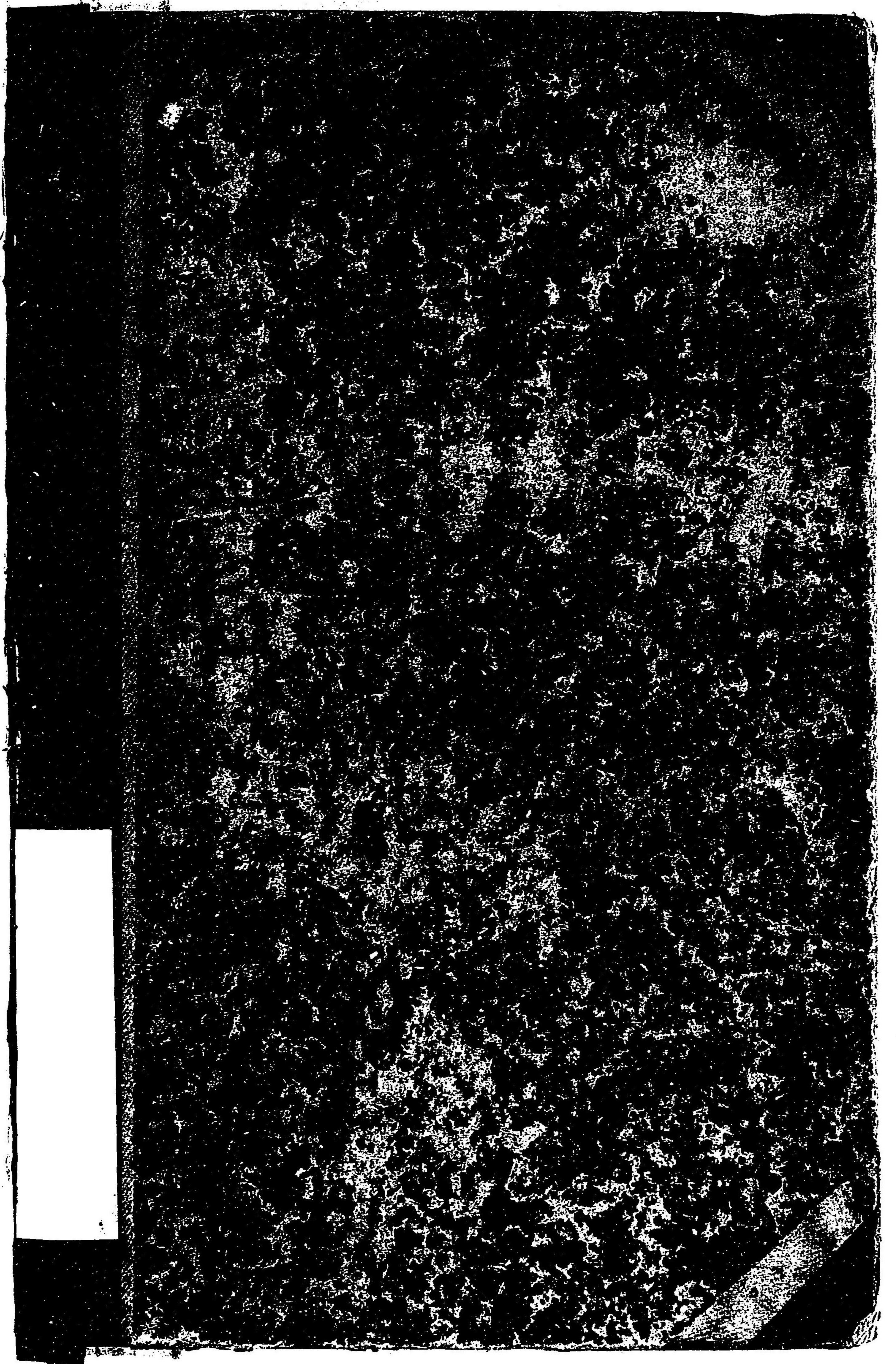
編纂兼出板人

田 中 太 七 郎

大阪府下北區堂島濱通
壹町目六拾五番地



25
27



25
27

043903-000-8

25-27

大阪米商之沿革

田中 太七郎 / 編

M19

BDM-0008

